

2026年6月

お客さま各位

新潟信用金庫

預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫の下記の規定の条文の文言につきまして、誤りがありましたので改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する規定
普通預金規定
納税準備預金規定
貯蓄預金規定
定期性総合口座取引規定
決済用普通預金規定・決済用定期性総合口座取引規定
2. 改定日
2026年6月15日（月）
3. 改定事項（文言の訂正）
第3日曜日 → 第3土曜日の翌日
4. 新旧対照表

改定後（傍線部分が削除部分、赤字が変更または加筆部分）	改定理由
<p>【普通預金規定】</p> <p>7.（利息）</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、それぞれの期間（2月の場合は前年8月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年2月の第3土曜日まで、8月の場合は当年2月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年8月の第3土曜日まで）の利息金を店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>【納税準備預金規定】</p> <p>7.（利息）</p> <p>（1）この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済</p>	<p>（訂正）</p>

改定後（傍線部分が削除部分、赤字が変更または加筆部分）	改定理由
<p>されるまでこの残高から除きます。) 1, 0 0 0円以上について付利単位を1 0 0円として、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、それぞれの期間（2月の場合は前年8月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年2月の第3土曜日まで、8月の場合は当年2月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年8月の第3土曜日まで）の利息金を店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。</p> <p>【貯蓄預金規定】</p> <p>8. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。) 1, 0 0 0円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、この預金に組入れます。</p> <p>なお、利率は、金融情勢に応じて変更します。</p> <p>【定期性総合口座取引規定】</p> <p>6. (預金利息の支払い)</p> <p>(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、普通預金に組入れます。</p> <p>(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。</p> <p>9. (貸越金利息等)</p> <p>(1) ①貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、それぞれの期間（2月の場合は前年8月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年2月の第3土曜日まで、8月の場合は当年2月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年8月の第3土曜日まで）の利息を1年を365日とする日割により計算のうえ、これを普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。</p> <p>【決済用普通預金規定・決済用定期性総合口座取引規定】</p> <p>4. (預金利息)</p> <p>(1) 決済用普通預金には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。</p> <p>* 普通預金規定第7条(利息)</p>	<p>(訂正)</p> <p>(訂正)</p> <p>(訂正)</p>

改定後（傍線部分が削除部分、赤字が変更または加筆部分）	改定理由
<p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、それぞれの期間（2月の場合は前年8月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年2月の第3土曜日まで、8月の場合は当年2月の第3日曜日第3土曜日の翌日から当年8月の第3土曜日まで）の利息金を店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>(2) 決済用定期性総合口座（決済用普通預金）には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。</p> <p>* 定期性総合口座取引規定第6条1項（預金利息の支払い） 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、普通預金に組入れます。</p> <p>5. (変更)</p> <p>(1) ご利用中の普通預金または普通預金（定期性総合口座）を決済用普通預金または決済用定期性総合口座（決済用普通預金）の取扱いに変更する場合は、次のとおりとします。</p> <p>①未払利息の清算 未払いの普通預金利息がある場合は、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に利息を元本に組み入れた残高を決済用普通預金または決済用定期性総合口座（決済用普通預金）へ引き継ぎます。</p> <p>②定期性総合口座の貸越金利息 貸越金利息がある場合は、取扱い変更時ではなく、毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、決済用普通預金または決済用定期性総合口座（決済用普通預金）から引落しまたは貸越元金に組入れます。</p> <p>(2) 決済用普通預金または決済用定期性総合口座（決済用普通預金）から普通預金または普通預金（定期性総合口座）へ変更する場合は、変更日以降は有利息の預金となり、利息は毎年2月と8月の第3日曜日第3土曜日の翌日に、普通預金に組入れます。</p>	<p>(訂正)</p>

以上